

2023年11月1日
株式会社スマホスピタル
代表取締役社長 家喜 信行

スマホステーション株式会社
代表取締役社長 奥田 恵一郎

株式会社 Axis
代表取締役社長 家喜 信行

吸収合併に関する事前開示書面（追加）

（吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面）

（吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面）

株式会社スマホスピタル（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びスマホステーション株式会社及び株式会社 Axis（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社間で2023年9月28日付吸収合併契約書を締結し、2023年12月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）について、以下の事項を確認する追加合意を行いましたのでここに開示いたします。

記

1. 吸収合併契約追加の内容

別紙1のとおりです。

（会社法第782条第1項、同法第794条第1項）

2. 変更事項

その他の事項に変更はありません。また本変更開示開始日後に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

（会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号）

以上

覚 書

株式会社スマホスピタル（以下「甲」という。）とスマホステーション株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社Axis（以下「丙」という。）とは、2023年9月28日締結の吸収合併契約書（以下「原契約」という。）について、次のとおり確認合意する。

第1条（合併の順序）

原契約に基づく合併の順序を以下のとおり定める。

1. 丙（商号：株式会社Axis、住所：大阪市北区豊崎三丁目17番9号豊崎旭ビル2階）を存続会社、乙（商号：スマホステーション株式会社、住所：東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番1号）を消滅会社とする吸収合併を第1順位とする。
2. 甲（商号：株式会社スマホスピタル、住所：大阪市北区中津一丁目15番15号中津第2リッチビル5階北側）を存続会社、前項で合併した丙を消滅会社、とする吸収合併を第2順位とする。

第2条（その他）

本覚書に定めのない事項については、原契約に定めるとおりとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲、乙及び丙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023年11月1日

大阪市北区中津一丁目15番15号
中津第2リッチビル5階北側
甲： 株式会社スマホスピタル
代表取締役 家喜 信行

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番1号
乙： スマホステーション株式会社
代表取締役 奥田 恵一郎

大阪市北区豊崎三丁目17番9号
豊崎旭ビル2階
丙： 株式会社Axis
代表取締役 家喜 信行